

関係団体・企業等に対する規制緩和等アンケート結果（平成24年度）

団体・企業等から、規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化等について、県民の利便性の向上や事業活動の活性化の観点から、貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和、行政手続の簡素化等」に関する内容を対象としているため、法令等による国の規制や県以外の機関等に対する要望などについて回答できない部分がありますので、ご了解願います。

1 関係団体

茨城県行政書士会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○産業廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）の許可申請について、現在、申請日が火曜日、木曜日、そして試験的に月2回の水曜日で、産業廃棄物協会で県の担当者が出張して受け付けているが、次の改善をされたい。</p> <p>(1)業務の一部（更新申請、業務範囲変更）を外部委託する。</p> <p>具体的には、当行政書士会環境部が実施する研修会を受講して効果測定に合格した行政書士が受付業務を行う。</p> <p>(2)新規は週2回と従来どおりの受付体制でもやむを得ないが、更新や変更申請は毎日とする（県の担当者が直接受付する）。</p> <p>(3)申請場所は、更新と変更に限って、水戸とつくば（土浦）の2か所とする。</p> <p>(4)県の担当者の受付負担を軽減し、軽減した分申請受付から許可日までの日数を短縮させる。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>産業廃棄物処理業の許可申請の受付は、これまで毎週火・木曜日に水戸市内の茨城県産業廃棄物協会で県職員が実施してきました。</p> <p>この受付時から申請書類の不備の指摘など審査を行っていること、役員の住所等個人情報も扱っていることなどから、外部に委託することにつきましては慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>受付日につきましては、申請件数の増に対応するため、今年度途中から月2回水曜日を追加しました。</p> <p>受付場所の増につきましては、平成23年度に県内4箇所（各県民センター）での受付を試験的に実施しましたが、件数は多くなかったことから、本格実施は見送っております。</p> <p>来年度以降の産業廃棄物処理業許可の体制を検討する中で、受付日及び受付場所の増並びに受付から許可までの期間短縮について検討してまいります。</p>
<p>○建設業経営事項審査について、当日提示する書類の中に「工事台帳」が含まれているが、廃止されたい。</p> <p>他県では「工事台帳」の提示までは求めていないことが多く、そこまで確認する必要性はないと考える。</p>	<p>担当課：監理課</p> <p>工事台帳は、建設工事における外注費、材料費、人件費、経費等のバランスの確認を通して、工事内容の確認や一括下請負など、申請の内容が建設業法に照らして適正に行われ適正に記載されているか確認するために必要です。また、過去には、完成工事高の水増が発見された例もあり、廃止することはできないと考えております。</p>

<p>○保育所の立ち上げの手續に係る申請書及び関係様式をダウンロードができるようにされたい。</p> <p>以前に当該手續を行った際、説明会の後短期間で申請書の提出を求められ、申請書の様式がダウンロードできなかつたため、申請書から定款、各種規定まで相当量の書類をパソコンに打ち込み作成しなければならなく、苦慮した。</p>	<p>担当課：子ども家庭課</p> <p>保育所の設立申請に当たっては、事前に申請者と市町村とが協議するため、関係様式を市町村に送付することをもって足りると考えておりましたが、今般のご意見を踏まえ、当課HPに様式を掲載しました。</p>
<p>○在留外国人の方々の利便性確保のため、各種証明書交付申請用紙の表題に「納税証明書(Tax Payment Certificate)」、記載欄に「申請人氏名(Name)」「住所(Address)」など英字を併記し、生年月日には西暦記載欄を設けられたい。</p> <p>在留外国人の方々が各種証明書の交付を受けるため行政機関に出向いた際、各種証明書申請用紙が日本語表記のみのため、必要書類をどのように請求すべきか分かりづらく、不便であるとの指摘がある。</p>	<p>担当課：国際課</p> <p>県や市町村の各種申請様式等の多言語化につきましては、今後とも各機関における必要性の検討を踏まえ翻訳の支援を行い、国籍に関わりなく県民一人ひとりが、地域の一員として互いの文化や生活習慣を理解し、共に暮らしやすい多文化共生社会づくりを推進してまいります。</p>
<p>○宅地建物取引業者として法人の役員である者が行政書士の資格を有する場合であっても、実態を勘案したうえで、宅地建物取引業法第15条に規定する専任の取引主任者として認めるようにされたい。</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>宅地建物取引業法第15条に規定する専任の取引主任者の専任性につきましては、国の示す「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」に「専任とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤して、専ら宅地建物取引業に従事する状態をいう。ただし、当該事務所が宅地建物取引業以外の業種を兼業している場合等で、当該事務所において一時的に宅地建物取引業の業務が行われていない間に他の業種に係る業務に従事することは差し支えないものとする。</p> <p>また、宅地建物取引業の事務所が建築士事務所、建設業の営業所等を兼ね、当該事務所における取引主任者が建築士法、建設業法等の法令により専任を要する業務に従事しようとする場合及び個人の宅地建物取引業者が取引主任者となっている宅地建物取引業の事務所において、当該個人が同一の場所において、土地家屋調査士、行政書士等の業務をあわせて行おうとする場合等については、他の業種の業務量等を斟酌のうえ専任と認められるものを除き、専任の取引主任者とは認められないものとする。」</p> <p>とあります。</p> <p>本県においては、上記を踏まえて、当該事務</p>

	<p>所における他の業務との兼務について、同じ法人又は同じ個人の業務として行っている場合は、専任性を充たすものとして認めております。</p> <p>法人として宅地建物取引業の免許を受けている場合（役員を含む）、個人として行政書士業を営むことは、同じ法人内の他の業務との兼務には該当しないと考えております。</p>
--	--

(社) 茨城県産業廃棄物協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」第7条の規定に基づく事前協議制度の廃止あるいは規制緩和を図りたい。</p> <p>条例及び「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」により、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合は、排出事業者は県に事前に協議することとなっている。当協会からの要望により、処理期間の短縮や代理協議者の認定など改善は図られているが、当協会としては、事前協議制度そのものを廃止するか、または県外排出事業者が県内において自ら処理する場合と同様、届出制にしてほしい。制度の見直しが行われるまでは、例えば、当協会加入の収集運搬業者について代理協議者に認定するなど規制緩和を求めます。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>県内搬入処分の事前協議は、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的として昭和61年から実施しておりますが、制度導入から25年が経過したことから、状況変化に応じた見直しを逐次行っているところであり、今後も、制度の趣旨を踏まえながら、ご意見等も勘案し、必要な見直しを行ってまいります。</p>
<p>○産業廃棄物処理施設、指定処理施設及び特定小型焼却施設を変更する場合の「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」第11条第1項の規定に基づく事前協議制度について、変更の内容が生活環境への負荷を増大させることがない場合は、事前協議制度の規制緩和（除外規定の制定）を図りたい。</p> <p>現在は、例えば、破碎施設が古くなったため、新しい施設に交換する場合、能力が同じでも、更新前の施設と同じものでなければ事前協議が必要となる。事前協議には時間を要することから、新しい施設に更新しないで、古い施設を修理することにより対応している場合が多い。一般的に能力が同じならば古い施設より新しい施設の方が生活環境に与える負荷は少ないと思われる。当該条文は、施設の更新を妨げる一因になっているのではないかとと思われる。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>事前協議制度は、廃棄物処理施設の設置等に当たり、地域住民の合意形成や他法令の手続の事前調整などを行うことにより、事務の適正かつ円滑な執行を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図ることを目的としています。</p> <p>ご意見のあった施設の更新等の場合は、関係者の同意取得や調整会議を省略するなど、既に規制緩和に努めているところですが、事前協議そのものの適用除外につきましては、他法令の手続状況が確認できなくなるため困難です。</p>

(一社) 茨城県経営者協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○入札参加資格申請書類の県と県内各市町村の書式統一化を図りたい。</p> <p>昨年度の本要望に対しては、「電子調達システム」及び「電子申請システム」を念頭に、「市町村に対して共同利用を呼びかけており、その中で様式の統一化についても検討する」、あるいは、「市町村ごとに求めている個別書類についても共通化できないか市町村担当者も含めた会議等において、今後も引き続き検討する。」との回答があったところ。改めて、現在の統一化に向けた進捗状況について伺いたい。</p>	<p>担当課：会計管理課</p> <p>全市町村に対し電子調達システムに関する情報提供を行い共同利用への参加を呼びかけてまいりますとともに、土木部の電子入札システムの共同利用市町村に対し、今後も引き続き個別に電子調達システムの共同利用を働きかけてまいります。</p> <p>また、電子調達システムの共同利用の働きかけとともに、共同利用に参加する市町村の考え方を踏まえながら、物品調達等競争入札参加者資格審査申請書様式の統一化につきましても、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>担当課：監理課</p> <p>書式の統一化につきましては、各市町村と調整を行った結果、平成 25・26 年度の入札参加資格共同受付では、個別書類の大部分について共通化を行いました。一部個別書類として残ったものもありますが、当該書類については、市町村毎に入札参加資格者名簿を作成する上で必須の書類であることから、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>○建築確認申請における審査期間の短縮を図りたい。</p> <p>昨年度の本要望に対しては、「特に、構造計算適合性判定を要する物件で並行審査が可能なものについては、確認申請図書の受付から確認済証交付までの所用平均日数を概ね 35 日以内として建築確認審査の迅速化に努めている」との回答があったところ。改めて、所用平均日数の実績、及び、短縮化に向けた取り組み状況について伺いたい。</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>平成 23 年度における建築確認申請の所要平均日数は、一般的な申請の場合で 27.8 日、大幅な補正等による申請者対応を伴う申請の場合で 55.0 日となっています。</p> <p>審査期間の短縮に向けましては、国の建築確認手続き等の運用改善に従い「確認審査と構造計算適合性判定の並行審査」や「消防同意手続きとの並行審査」等を実施しております。</p>
<p>○開発許可申請における審査期間の短縮を図りたい。</p> <p>昨年度の本要望に対しては、「人口 5 万人以上の市については、開発許可権限を移譲することにより、市町村の経由事務が不要となり審査期間の短縮につながっている。」との回答があったところ。改めて、権限移譲の進捗状況と審査期間の短縮の実績について伺いたい。</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>開発許可等の事務については、「まちづくり特例市」制度を活用し、平成 14 年度から権限移譲を行った結果、平成 23 年 4 月をもって人口 5 万人以上の市への権限移譲は完了し、特例市 2 市を含む県内 22 市において開発許可事務を行っています。</p> <p>開発許可等の審査期間につきましては、標準事務処理日数において、市町村の経由事務を 5 日間としていますので、市町村への権限移譲に</p>

	<p>より経由事務が不要となりますことから、原則的に経由事務に要する期間の短縮に繋がっているものと考えております。</p> <p>なお、人口5万人未満の市への権限移譲については、平成25年4月から、「まちづくり特例市（第二期）」の指定により潮来市が、また、個別に東海村が新たに事務処理市町村となる予定です。</p> <p>今後も引き続き、市町村と権限移譲に向けた調整等を行い、可能な限り移譲を進め、審査事務の迅速化、効率化に努めてまいります。</p>
<p>○各種申請・届出書類全様式並びに記載例・留意点のインターネットによるダウンロードを可能にされたい。</p> <p>昨年度において、全様式のうち、2,199様式が「申請・届出様式ダウンロードサービスページ」からダウンロードすることができるとの情報を提供いただいたが、改めて、全様式がいくつあり、現在は何様式がダウンロード可能なのか伺いたい。また、ダウンロードに対応していない様式については、適さない事由などがあれば併せて伺いたい。さらに、ダウンロード画面において、記入に当たっての留意点が記載されているものとされていないものが混在しているので、全様式について留意点を記載するよう求めます。</p>	<p>担当課：情報政策課</p> <p>申請・届出様式ダウンロードサービスからダウンロード可能な様式は、平成25年1月1日現在で2,225様式（全様式は約4,000様式）です。</p> <p>様式の掲載にあたっては、申請・届出様式ダウンロードサービスのページに受付窓口、問い合わせ先などを調べる方法を記載するとともに、利用者が目的の様式を探しやすいように、「キーワードで探す」、「目的分野で探す」、「組織で探す」などの複数の検索方法を提供するなど、使いやすさの工夫に努めております。</p> <p>申請・届出様式ダウンロードサービスについては、県民サービス向上の観点から、県民にとってより利便性の向上が図られるよう、手続所管課に対し掲載様式の充実を働きかけてまいります。</p> <p>ご要望にあります留意点の記載につきましても、手続所管課に対して働きかけるとともに、利用者に配慮したページづくりを心がけ、多くの方にご利用していただけるよう、本サービスの向上に努めてまいります。</p>
<p>○県ホームページの改善を図られたい。</p> <p>課ごとに画面フォームが異なっており、見やすさや検索のしやすさの面から、改善を求める。また、課単位で発信している情報を「業種等の対象者毎」や「震災支援事業等の事象毎」など、カテゴリー毎に集約し、一覧に供する「各課横断的な一括広報」が行われるよう求めます。</p>	<p>担当課：広報広聴課</p> <p>県ホームページにつきましては、全体的な管理・運営を広報広聴課が行い、個々の情報は、所管する本庁各課及び各出先機関（以下「各課等」という。）が、それぞれ独自に作成・更新しております。</p> <p>発信する情報によって、見やすさや使いやすさが異なるため、それぞれ独自性は必要と考えますが、利用者側の立場からすれば、ある程度統一性があった方が、検索やアクセスがより便利に行えるという面もあります。</p> <p>そのため、県としましては、トップページや</p>

	<p>第2階層から、できるだけ迅速に必要な情報へ到達できるよう、各課等と協議しながら随時見直しを行うとともに、各課等を対象に、ホームページ作成の基礎知識や使いやすいホームページ等について、随時研修会等を実施しております。</p> <p>今後とも、トップページ及び第2階層については、できるだけ見やすく、かつアクセスしやすくなるよう、随時見直しを行ってまいります。</p> <p>また、各課等のページについては、引き続き担当者等への研修会等を行ってまいりますとともに、独自性を保ちつつも、できるだけ利用者の利便性に配慮したページになるよう、各課等と協議しながら見直しを進めてまいります。</p> <p>さらに、各課が個別に発信している情報を、より統一的に発信できるよう、トップページからのリンクの張り方などについて工夫を行ってまいります。</p>
<p>○環境保全施設資金融資制度の融資条件の緩和等を図られたい。</p> <p>融資条件について、利子補給については、汚水処理施設において小規模事業者のみを対象としているが、これを中規模事業者まで拡大するよう求めます。</p>	<p>担当課：環境対策課</p> <p>中小企業の方々が行う環境保全への取組に対する支援としましては、「茨城県環境保全施設資金融資制度」による融資を行っておりますが、工場・事業場における「垂れ流しゼロ」を目指すため、排水規制の適用を受けない小規模事業者の行う排水対策に対しては、当該融資に加えて利子補給を行っております。</p> <p>当該利子補給は森林湖沼環境税を財源としていますが、現時点では、限られた財源の中で事業対象を拡大することは困難と考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>○霞ヶ浦水質保全条例による工場排水水質基準の緩和を図られたい。</p> <p>条例の定める排水規制が、流域の工場・事業場にとって負担となっている。汚濁の主たる原因を除去するために、集中的な流域の下水道整備促進を求める。また、その進捗に合わせた段階的な規制の緩和を求めます。</p>	<p>担当課：環境対策課</p> <p>生活及び産業活動の全てにわたって例外なく汚濁負荷削減に取り組むため、霞ヶ浦水質保全条例においては、流域の全ての者に有機物の処理を含めた水の適正処理を求めることとしており、工場・事業場に対する排水規制以外にも、生活、農業、畜産業及び養殖漁業における負荷削減対策等を規定しています。</p> <p>霞ヶ浦の水質保全のためには、引き続き霞ヶ浦に流入する汚濁負荷の削減を進める必要があり、流域で生活・活動する全ての方々の協力が不可欠ですので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

(社) 茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○茨城県まちづくり特例市制度について</p> <p>県が市に権限移譲する場合には、移譲事務の効率的な事務処理の実施及び必要以上の規制の強化とならないよう指導を徹底されたい。</p> <p>一定の要件を満たす市に対しては、各種事務権限（開発許可、農地転用許可等）が移譲されている。しかし、この権限移譲後、市における各種許認可申請事務手続、特に農地転用許可申請、開発許可申請においては、画一的な対応が図られていないばかりか、権限移譲前より手続が煩雑になる場合や各自治体の担当者が今まで以上に厳しく規制をするなど申請者の混乱を招いている。</p>	<p>担当課：農業政策課</p> <p>県は、これまで農地転用許可の事務処理全般について、権限移譲をした22市に対して助言等の支援をしてきております。</p> <p>具体的には、農地転用許可基準に係る運用の統一化及び担当職員の資質向上を図るため、22市を含む「茨城県農地転用制度運用連絡会」を年6回程度開催し、綿密な調整を行っているところです。</p> <p>このようにして、権限移譲をする市町村に対しても、移譲事務の効率的な事務処理が実施できますよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>担当課：建築指導課</p> <p>無秩序な市街化を防止、抑制すべき区域である市街化調整区域内における開発許可等の事務処理については、各県民センター建築指導課（室）、特例市2市及び権限移譲をした事務処理市20市によって構成される「開発許可等連絡調整会議」等の定期的な開催により、許可基準の運用の統一化及び担当職員の知識や資質の向上等を図っているところです。</p> <p>なお、事務処理市においては、独自に条例を定めること等により、地域の実情に沿った細やかな運用を行うことが可能となっていますので、各事務処理市はそれぞれの権限に基づき、適切な審査を行っています。</p> <p>県では、今後とも開発許可制度の適切な運用を図るため、「開発許可等連絡調整会議」等を活用して、事務処理市との綿密な調整を行い、円滑な許可事務に努めてまいります。</p>

2 企業（工業団地連絡協議会等）

鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○公害防止協定について</p> <p>鹿島地区に立地する特定工場に適用される工場立地法上の緑地率（「立地法緑地率」）及び公害防止協定上の緑地率（「協定緑地率」）はともに敷地面積の20%以上と定められている。</p> <p>立地法緑地率は、県の条例により緩和することができるが、現状、立地法緑地率と協定緑地率が連動していないため、立地法緑地率を緩和したとしても、同時に協定緑地率を緩和しなければその効果が生じない。</p> <p>同様の趣旨で制定された法律・協定間で食い違いが生じた場合、行政・事業者双方に混乱を生じかねず、また、整合させるためには、煩雑な調整を行い、2つの規定を同時に変更しなければならない。</p> <p>については、協定緑地率の規定を「工場立地法に基づく緑地率とする」と変更するなど、立地法緑地率と連動する仕組みに変えて欲しい。</p>	<p>担当課：環境対策課</p> <p>鹿島地域公害防止協定は、県生活環境の保全等に関する条例第6条の規定に基づき、公害の未然防止、地域住民の健康保護、地域の生活環境の保全を目的に、企業、県、鹿嶋市及び神栖市の4者で締結しているものです。</p> <p>工場緑化については、粉じんの飛散及び騒音を防止するため、現在、敷地内の緑化率を原則として20パーセント以上とすることをしていますが、平成24年4月1日付けで一部改正を行い、敷地外緑地についても所在市との協議により、緑地率に含めることが可能となりました。</p> <p>今後、市が条例により緑地率の緩和を行った際には、公害防止協定での対応について、鹿嶋市及び神栖市と協議して検討してまいります。</p>
<p>○茨城県環境保全行動条例について</p> <p>条例第13条に基づき、年1回報告書を提出しているが、ほぼ同じ内容の報告を「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づき経済産業省にも提出している。</p> <p>については、提出手続簡略化のため、国と県との間で窓口を統一し、情報共有を図って欲しい。また、何らかの理由で窓口の統一が困難な場合には、報告書式を統一して欲しい。</p>	<p>担当課：環境政策課</p> <p>国では、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を設け、事業者（所）からの報告データを公表していますが、開示対象が数年前のものであることや、開示のために手続きが必要なことなど、さまざまな制約があるのが現状です。</p> <p>そのため、県としましては、手続きを経ずに国から速やかな情報提供が行われ、国と県が連携しながら温暖化対策を推進するよう、国に対し要望しているところです。</p> <p>また、報告書式につきましては、平成21年度から省エネ法に基づく定期報告書の写しの添付も可とし簡略化を図ったところですが、統一についてはさらに検討してまいります。</p>
<p>○茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例について</p> <p>面積が5,000㎡以上の埋め立て等を行う場合、事前に申請し、県知事の許可を得る必要がある。</p> <p>この手続は非常に煩雑であり、時間と費用を要している。</p> <p>については、これを見直し、土壌汚染対策法に則り、土壌調査を実施した結果、汚染が発見されな</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例（以下「県残土条例」という。）は、生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的に制定していることから、土砂等の汚染状況だけではなく、土砂の性質、数量や施工計画等まで審査するため、土壌の汚染がないことのみをもって県残土条例の適用除外とするこ</p>

<p>かった土壌によって埋め立て等を行う場合には、条例の適用外として欲しい。</p>	<p>とはできません。</p> <p>なお、埋立て等に用いる土砂が土対法の土壌調査を行っている場合については、その土壌分析結果をもって埋立て等に用いる土砂の土壌調査結果として使用できないか検討しております。</p>
<p>○造成工場敷地譲渡契約について</p> <p>茨城県との間で締結した標記契約に基づき、進出当時「建設計画」を県に提出しており、その後も既存プラント解体、新規プラント建築等の都度、この「建設計画」の変更届出を提出している。さらに、契約にこの「変更届出」に関する期限の定めがないため、これを永続することとなっている。</p> <p>一方、同様の義務が、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 24 条においても定められているが、この届出義務は立地後 10 年で消滅する。</p> <p>法と比較し過大な義務を負う状態になっており、また、「変更届出」と立地法に基づく届出の内容がほぼ重複していることから、法に合わせ、標記契約締結後 10 年を経過した企業に関しては、この「変更届出」提出の義務を免除して欲しい。</p> <p>また、免除が何らかの理由で不可能である、または弊害が生じる場合には、郵送でも受け付けて欲しい。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（以下「首都圏法」という。）第 24 条に基づく計画については、施行者であった者（県）の承認を受ける必要があるとされており、これをもとに、本県の「造成工場敷地譲渡契約」において、「建設計画」の提出をお願いしているところです。</p> <p>首都圏法において、「造成工場敷地の所有権等の移転に関する届出義務は 10 年で消滅する」旨規定されていますが、建設計画の「変更届出」の責務が消滅する旨の規定はありません。</p> <p>従いまして「変更届出」の提出義務を免除することは困難と考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>なお、届出の提出につきましては、書類等の不備により手続が遅延することを防ぐため、持参いただくことをお勧めしておりますが、軽易な変更に係る届出等の郵送につきましては、柔軟に対応させていただきますので、事前にお電話等で事業推進課までお問い合わせください。</p>
<p>○工業用水単価の引き下げについて</p> <p>震災復旧、円高、電気料金値上げ等によるコスト増加を抑え、コスト競争を強化するため、2010 年度に引き続き、2013 年度の単価改定時にさらなる引き下げを願いたい。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工水料金につきましては、3 年ごとに見直しの検討を行っており、平成 24 年度に平成 25 年度から 3 年間の料金見直しの検討を行っております。震災を踏まえ耐震化といった施設整備に伴う新たな建設費の負担や、平成 26・27 年度に償還金のピークを迎えることから、平成 27 年度までは資金的に厳しい状況が見込まれており、これらの状況を踏まえ、料金の見直しの検討を進めてまいります。</p>
<p>○課税免除の恒久化について</p> <p>「産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特例措置」は特例として平成 27 年 3 月までとなっているが、恒久化されたい。</p>	<p>担当課：税務課</p> <p>各種の政策目的を達成するために課税免除措置を講じたものであり、一定期間を設け、その効果等を検証することが適切であると考えております。</p> <p>この考え方に基づき、今後の適用期間終了後の取扱いにつきましては、条例の目的等の効果</p>

	<p>を検証しつつ、継続の必要性の有無又は必要に応じた内容の見直しを検討することとします。</p>
<p>○高圧ガス保安法に係る手続の簡素化について</p> <p>高圧ガス設備配管のフレキシブルチューブの取替え等、現状「変更許可申請」をしているものについて、軽微な「変更届出」として、「変更届出」の範囲を広げて欲しい。</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>平成23年5月より、高圧ガス保安協会（KHK）の検査基準に基づき委託検査を実施したフレキシブルチューブにつきましては、軽微な変更届出の対象となっています。</p>
<p>○高圧ガス保安法に係る完成検査について</p> <p>高圧ガス設備等の完成検査を、夜間・休日にも受験可能にして欲しい。</p> <p>現在は、例えば金曜日の午後に工事が完成した場合、土日は検査が行えないので、月曜日の午前中検査となり、丸2日間の待ち時間が発生し機会損失となっている。</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>夜間の検査につきましては安全確保の面から、現状では困難な状況です。ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>また、休日の検査につきましては行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>
<p>○緑地率の緩和について</p> <p>神栖市の緑地率は25%であるが、段階的にかまわないので、緑地率の低減を求める。</p> <p>特に西部地区は工場の周囲は倉庫などで埋まっており、住宅は将来を踏まえても可能性がないので50m緑地帯を緩和する。このことにより、敷地の有効利用が可能となる。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>緑地率の低減につきましては、企業立地促進法に基づき平成20年「茨城県鹿島臨海地域の基本計画」を策定するとともに、昨年には「復興特区制度」に基づく「茨城県産業再生特区計画」も策定したことにより、地元市が条例を制定することで、緑地率の低減が可能となっています。</p> <p>こうしたことから、これまでも市に対し、条例制定を働きかけてきたところですが、今後も積極的に制度活用を働きかけてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>○高圧ガス申請時等の対応について</p> <p>各種申請のために水戸通いに半日以上を要しているため、港湾関係の手続のように、出先機関があるところは全て出先機関に任せる、または、出先機関を鹿島地区に設ける、若しくは日にちを決めて共同施設やセントラルホテルに臨時出張所を設けて同場所に対応するなどの改善をして欲しい。</p> <p>また、既存特定設備の単純更新でも費用が発生しているが、単純更新は県の完成検査が免除されていることから、申請費用について免除されたい。</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>出張所の設置等につきましては、組織の改正や専門職員を含めた人員の配置等の課題があるため、当面は対応することが困難な状況です。ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>なお、申請内容によっては郵送による提出も可能ですので、事前に電話でお問い合わせください。</p> <p>また、特定設備の単純更新につきましては、完成検査が免除されているものの、変更許可の申請を行う必要があります。そのため、変更許可に伴う申請費用は必要になります。</p>
<p>○建設計画の免除について</p> <p>既に進出している各社の敷地はかなり埋まっており、新たな更地への建設以外は建設計画を免除されたい。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（以下「首都圏法」という。）第24条に基づく計画については、施行者であった者（県）の承認を受ける必要があるとされて</p>

	<p>おり、これをもとに、本県の「造成工場敷地譲渡契約」において、「建設計画」の提出をお願いしているところです。</p> <p>首都圏法において、当該責務が消滅する旨の規定はないことから、現状では「届出提出義務」を免除することは困難と考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>○届出書類の簡素化について</p> <p>港湾法の臨港地区の届出への添付書類は詳細な設計図書の提出を求められているが配線詳細経路図などは設計が終了しないと提出できない。</p> <p>しかしながら提出は着工の 60 日前となっている。また、詳細な設計図書が港湾法行政の判断に必要とは思えないため改善されたい。</p>	<p>担当課：港湾課</p> <p>臨港地区内行為届出書及び添付書類については法令により定められています。</p> <p>なお、添付書類につきましては、施設の種別や規模等により一部を省略することができるとされており、これまでも必要最小限にとどめるよう努めているところですが、個別案件ごとに提出書類の必要性を詳細に検討し、届出者の負担をより一層軽減できるよう配慮してまいります。</p>
<p>○工業用水の負担軽減を検討して欲しい。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工水料金につきましては、3年ごとに見直しの検討を行っており、平成24年度に平成25年度から3年間の料金見直しの検討を行っております。震災を踏まえ耐震化といった施設整備に伴う新たな建設費の負担や、平成26・27年度に償還金のピークを迎えることから、平成27年度までは資金的に厳しい状況が見込まれており、これらの状況を踏まえ、料金の見直しの検討を進めてまいります。</p>

福田工業団地連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○茨城県地球環境保全行動条例で、省エネルギー推進業務状況報告書を届出することになっているが、内容的には改正省エネ法の定期報告書とほぼ同じと考えられる。同様の書類を提出することに意味がないので、条例の届出を廃止されたい。</p>	<p>担当課：環境政策課</p> <p>国では、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を設け、事業者（所）からの報告データを公表していますが、開示対象が数年前のものであることや、開示のために手続きが必要なことなど、さまざまな制約があるのが現状です。</p> <p>そのため、県としましては、手続きを経ずに国から速やかな情報提供が行われ、国と県が連携しながら温暖化対策を推進するよう、国に対し要望しているところです。</p> <p>現状では、県内のエネルギー使用状況を把握するためには事業所ごとの提出が必要になりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○下水道法に係る設置・変更届は着工の 60 日前となっており、この期間に係る短縮申請がない（大気、水質は期間短縮申請で 30 日前になる）。建物を新築し、給排水系統が増えるまたは変わる場合、下水道の変更申請をすることとなるが、仕様がまとまった図面など準備に時間がかかり 60 日前の提出は日程上きつい状況であるため、申請期間の短縮（60→30 日前）ができるようにされたい。</p>	<p>担当課：下水道課</p> <p>特定施設の設置・変更の実施の制限につきましては着工に 60 日間の制限が設けられていますが、下水道法第 12 条の 6 第 1 項に基づく規定であるため、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>ただし、同法第 12 条の 6 第 2 項ではその内容について相当である場合はその期間を短縮することが出来るとされていることから、届出先である公共下水道管理者にご相談くださいますようお願いいたします。</p>
<p>○工業用水取水契約において、減量が認められないのは合理性に欠けると思われる。減量契約が可能となるよう所要の改正をされたい。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>契約水量の見直しにつきましては、安定的な工業用水の供給及び事業運営という観点から、契約企業には申込水量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しているところです。仮に、ある企業の都合で申し込み水量を減らした場合、料金収入以外にその減収分を補填するものがないため、結果として他の受水企業への負担が増えることとなります。よって、現在のところ工業用水の承継によるもの以外は、原則として減量を認めておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>○建築確認申請について、手続の簡略化と、手続窓口を本庁だけではなく、然るべき出先機関で済むようにされたい。</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>国の建築確認手続き等の運用改善に従い「申請図書の簡素化（構造計算概要書の廃止、建築設備に係る確認申請図書の簡略化等）」を実施しております。</p> <p>公立学校、工場、倉庫は全てについて、また、その他の建築物は延べ面積 2,000 ㎡未満のものについて、出先機関である各県民センター等で建築確認申請に係る事務を取り扱っております。上記以外の建築物については、より専門的な審査の必要性の観点から、本庁が所管することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、平成 11 年 5 月の建築基準法の改正により建築確認業務を民間機関においても行っています。[県内 31 機関(H24.12 末現在)]</p>

筑波西部工業団地企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○県ホームページの電子申請可能な届け出に「高圧ガス保安法に関する代表者変更」手続きも加えて欲しい。</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>代表者変更届につきましては、委任状等も必要となる場合があることから、電子申請の対象とはしていません。</p> <p>なお、郵送による届出も可能ですので、ご利用ください。</p>

筑波北部工業団地企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○工業用水の値下げ</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工水料金につきましては、3年ごとに見直しの検討を行っており、平成24年度に平成25年度から3年間の料金見直しの検討を行っております。震災を踏まえ耐震化といった施設整備に伴う新たな建設費の負担や、平成26・27年度に償還金のピークを迎えることから、平成27年度までは資金的に厳しい状況が見込まれており、これらの状況を踏まえ、料金の見直しの検討を進めてまいります。</p>
<p>○県との間で締結している環境景観協定書の見直し</p> <p>緑化の関係など、過剰な規制がかかっており、コストがかかることで、他国や他地域との競争力の低下の原因となっている。</p> <p>ここ数年間、毎年のように要望しているが、景観を維持するために継続したいという回答だけで、全く企業のコスト負担について検討されていない。</p>	<p>担当課：つくば地域振興課</p> <p>筑波北部工業団地及び筑波西部工業団地は、それぞれ100ヘクタールを超える面積を有するとともに、日本を代表するハイテク企業が立地するなど、サイエンスシティつくばを象徴するような工業団地となっていることから、ゆとりある都市環境の保全のため、各立地企業の皆様と県との間で環境景観協定を締結させていただいております。</p> <p>これまで、立地企業の皆様のご要望を踏まえ、平成19年3月にセキリュティ（塀等の設置）関係の運用緩和や平成24年5月6日発生の竜巻被害を受けた緑地の植栽基準等の特例的な運用緩和を実施したところです。</p> <p>なお、企業の皆様から、引き続き、環境景観協定の緑地等の基準緩和について、維持コストの低減も含めたご要望をいただいていることから、植栽基準等については、今年度内の見直しに向け準備作業を進めており、今後、企業の皆様へのアンケート調査結果や地元つくば市の意向を踏まえながら、基準緩和に向けて、調整してまいります。</p>

<p>○公害防止協定関連書類の提出先を1か所にされたい。(つくば市で「2部」受理し、つくば市から茨城県に写しを提出する等の措置が可能であればしてほしい。)</p> <p>事業所で行った環境汚染についての自己監視の測定結果を茨城県及びつくば市にそれぞれに同じものを提出することとされており、これらの見直しを求めます。</p>	<p>担当課：環境対策課</p> <p>筑波地域公害防止協定に基づく自己監視の測定結果につきましては、県及びつくば市への提出時に、その結果の説明をお願いしておりますので、ご理解の上、引き続きのご協力をお願いいたします。</p>
<p>○公害防止協定など、過去において定められた数値に対し、現状に見合った規制値に緩和されたい。</p>	<p>担当課：環境対策課</p> <p>筑波地域公害防止協定は、県生活環境の保全等に関する条例第6条の規定に基づき、公害の未然防止、地域住民の健康保護、筑波研究学園都市にふさわしい生活環境の保全を目的に、企業、県、つくば市の三者で締結しているものです。</p> <p>協定の内容は、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、騒音・振動防止対策、悪臭防止対策、地盤沈下対策、廃棄物対策等であり、各企業には協定値の遵守をお願いしているところです。</p> <p>しかし、企業によっては、個別に自主管理基準で厳しい管理を行っていただいている場合がありますので、その緩和について具体的にご相談いただければ、つくば市と協議して検討してまいります。</p>